

事務所だより 2026年3月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



日差しも春めいてまいりました。皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

3月に入り確定申告も大詰めです。今年の確定申告期限は3月16日(月)、通常は3月15日ですので1日余裕があります(1日苦しみが延びるとも言えますが(^;))。この確定申告期限、何で3月15日なのでしょう?せめて3月末であれば、もう少しゆっくり仕事ができるのに、といつも思います。税理士なのに考えたことがなかったです。ネット等で調べてみると…。

法律(所得税法第120条)で決まっている、が答えです。でも、なぜ3月15日?はっきりした理由は分かりませんが、どうやら国の会計年度(予算)との関係のようです。国の会計年度は4月1日~3月31日です。新しい会計年度が始まる前に、国としては前年度の税収をある程度確定させておく必要があります。そうしないとお金があるか、ないか、分からないのに

予算を執行してしまう懸念が生じます(今は当初の考え方はどこへ行ったか、お金がなくても大盤振る舞いで赤字国債を発行しまくっていますが…)。3月31日を期限にすると、そもそも国は年度末で忙しいうえに前年度の税収の見込みが立たない、という事態に陥ります。3月中旬であれば何とか3月終わりまでにある程度の税収見込みが計算できる、このため12月末で個人の所得を確定させ、それを3月中旬までに申告・納税させて4月からの予算執行に間に合わせる、という流れができたようです。

とはいえ最初から3月15日だったわけではありません。1947(昭和22)年に申告納税制度が導入。当時は1月末が期限でした。その後1951(昭和26)年に2月末に延長され、1952(昭和27)年分から現在の3月15日となっています。もし、今も1月末だったら地獄です。1月末は、法定調査合計表、給与支払報告書、償却資産申告書など他にも申告・提出期限となっている書類があります。そもそも1月中に所得を確定させることができないと思います。それを考えると3月15日で文句を言っははいけないのかもしれないね。

ということで、3月16日まで頑張ります。季節の変わり目、皆様くれぐれもお気を付けください。



☆ お知らせ (2026年3月の税務)

期 限	項 目
3月10日	▶ 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月16日	▶ 前年分贈与税の申告(申告期間:2月2日から3月16日まで)
	▶ 前年分所得税の確定申告(申告期間:2月16日から3月16日まで)
	▶ 所得税確定損失申告書の提出
	▶ 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
	▶ 確定申告税額の延納の届出書の提出(延納期限:6月1日)
	▶ 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
3月31日	▶ 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
	▶ 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
	▶ 1月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 7月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
▶ 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>	

☆ 所得税調査 こんな不正がありました

国税庁が公表した2024事務年度(2024年7月~2025年6月)の「所得税及び消費税調査等の状況」には、具体的な不正の事例が紹介されています。これは、国税当局が類似の不正に目を光らせているという「警告」でもあります。

国税当局は譲渡所得のみを申告していたAについて、国外送金等調書で国外からの送金が多

額に上り、外国の金融機関口座を持っていることが見込まれたことから、調査を開始しました。Aは過去に国外の企業に勤務していて、その国に居住用不動産を購入していたと説明したため、当局が使用状況を確認したところ、管理会社を通じてこの不動産の貸付けによる賃料を得ていたことを当局は把握。また、別の外国で開設した金融機関口座で投資信託の運用収益や預金の利子を受け取っていたこともわかりました。当然申告漏れで追徴されています。

またBは、高額なトレーディングカード（トレカ）の販売で収入を得ていると想定されたものの、所得税の申告がなかったため、国税当局が調査対象に選びました。調査の結果、Bの自宅から大量のトレカや多額の現金を発見。Bは販売利益があったことを認めたものの、領収書などの記録や収支計算書類の保存については曖昧な回答でした。国税当局がパソコンなどのデータを確認したところ、販売したトレカ情報を付けた請求金額データを顧客ごとに集計してメールを送信していたことを把握しました。さらに追及し、利益を隠すために調査前に収支計算書類を破棄していたことを突き止めました。悪質ですね。

複数店舗を展開するキャバクラ店の実質的な経営者と想定されるCが申告していなかったため、国税当局が調査したという事例もあります。Cや従業員に質問調査などを行ったところ、営業許可申請や取引決済を従業員名義で行っていたものの、売上の管理や経営方針の決定などはCが行っていたため、Cが実質的な経営権を持っていると判断。Cを追及したところ、申告していなかったことを認めたため、店の営業に関係する事業所得に課税したほか、事業に関する消費税、コンパニオンに支払った報酬の源泉所得税を課しました。

☆ 2026(R8)年度税制改正 - 資産税編

今年度の税制改正は3月末までに国会を通過して成立するのかどうか、微妙なところがありますが、税制改正の内容を一部お知らせします。資産税関係です。

◆ 教育資金一括贈与の非課税制度は廃止

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度は、令和8年3月31日をもって廃止されます。

この制度は、利用件数が減少していること、高額所得者に利用が集中して経済格差の固定化につながることで問題視されていました。令和8年度改正では、ガソリン税の旧暫定税率廃止や教育無償化の財源確保の手段として廃止されることとなりました。なお、同日までに拠出された金銭は、引き続き、この制度を利用できます。

廃止されますが、そもそも使い勝手の悪い制度でした。教育資金としてまとまったお金（限度1,500万円）を子供や孫に贈与できるのですが、30歳までに使い切らないと贈与税が課税されますし、贈与者が亡くなった場合には相続税の課税対象になる場合もあります。個人的には全くお勧めしていなかった制度です。

◆ 事業承継税制は計画の提出期限を延長

1. 個人事業承継計画

個人の事業用資産にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）では、「個人事業承継計画」の提出期限が、令和10年9月30日まで延長されます。

2. 特例承継計画

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度（法人版事業承継税制）のうち特例措置は、平成30年1月1日から10年間限定で全株式に100%納税猶予を認めるものです。この措置の適用に義務付けられる「特例承継計画」の提出期限が、令和9年9月30日まで延長されます。

この制度も個人的には「どうかな？」と思う制度です。同族会社の株式や事業用資産を相続や贈与によって取得した場合に相続税や贈与税の納税が猶予され、一定条件を満たせば免除されるのですが、手続きが複雑、さらに従業員の雇用を維持できなかつたり、本業から鞍替えしたり、継続して提出する書類の提出ができなかつたりすると、猶予が取り消され、猶予されていた期間の利子税を合わせて納税する必要があります。使い勝手の悪い制度ですが延長されました。

◆ 貸付用不動産の財産評価の適正化

貸付用不動産（賃貸マンションや賃貸アパート）の市場価格と財産評価基本通達による評価額との乖離を利用した節税策は、総則6項により時価評価を求める国税庁と通達評価額による評価を求める納税者との間で訴訟を多数引き起こし、課税上の扱いを予測困難にしていました。

令和8年度改正では、貸付用不動産に対する財産評価の取扱いが整備されます。

1. 課税時期前5年内取得等の貸付用不動産

課税時期前5年以内に対価を伴う取引で取得・新築した貸付用不動産の財産評価は、課税時期の通常取引価額に相当する金額により評価すること、課税上の弊害がない限り、貸付用不動産の取得価額をもとに時価の変動等を考慮して計算した価額の80%相当額で評価できるとされます。

2. 不動産小口化商品

相続等で取得する不動産小口化商品の財産評価は取得時期にかかわらず課税時期の通常取引価額に相当する金額とされます。

1・2いずれも令和9年1月1日以後に相続等で取得する財産の評価に適用されます。

なお、この改正は、通達に定める日の5年前から被相続人が所有する土地に新築した家屋には適用されません。

整備ではなく課税強化ですね。国は、取ることばかり考えているようです。